

V 基準ごとの自己評価

『理念と目標』

1 理念と目標

基準 1-1

各大学独自の工夫により、医療人としての薬剤師に必要な学識及びその応用能力並びに薬剤師としての倫理観と使命感を身につけるための教育・研究の理念と目標が設定され、公表されていること。

【観点 1-1-1】 理念と目標が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズ、学生のニーズを適確に反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】 理念と目標が、教職員及び学生に周知・理解され、かつ広く社会に公表されていること。

【観点 1-1-3】 資格試験合格のみを目指した教育に偏重せず、卒業研究等を通じて深い学識及びその応用能力等を身に付けるための取組が行われていること。

[現状]

本学では6年制教育への移行に伴い、今後の薬学に求められる幅広いニーズと時代の要請にかなった教育理念・目的になるように平成17年11月に再検討を行った。その結果、以下のような教育理念、目的および教育目標が設定された。

教育理念

本学は高度の教育及び学術研究機関として、薬学の教育及び研究を推進することにより、国民の健康を支える医療人として、生命の尊厳を基盤とし、人類の健康と福祉に貢献することを教育理念とする。

教育目的

医療に関する幅広い専門知識、豊かな教養と人間性、高い倫理観を兼備した医療を支える薬剤師を養成する。さらに、高度な薬学専門知識を生かした先導的研究により臨床面のみならず創薬科学、環境科学、社会薬学などの分野で貢献できる有為な人材を育成する。

教育目標

教育理念・目的の実現のために、本学は時代が要求する医療薬学を切り拓く人材を育成する6年制の薬系単科大学として、卒業生全員に薬剤師免許を取得させることを教育の根幹とし、臨床薬剤師・専門薬剤師として病棟業務におけるチーム医療の一員として、また薬局における地域医療・介護の中核として、実務実習で培った実践的な能力と豊かな人間性を備えた、質の高い薬剤師として活躍できる人材や、小さいながらも先端的で高度な研究が行える大学として、創薬等にも貢献できる優秀な人材を育成するために、特色ある基礎および臨床

薬学教育を推進する。

以上の教育理念・目的・目標により〔観点1-1-1〕は理念と目標が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズ、学生のニーズを適確に反映したものとなっていることを確信する。

〔観点1-1-2〕の理念と目標が、教職員及び学生に周知・理解され、かつ広く社会に公表されていることに関しては、本学ではホームページ、大学案内や大学入試案内に記載して一般的に周知される方法を採用しており、また教員や在学生による母校訪問時、教職員による指定校訪問時やオープンキャンパスなどの多くの入試広報活動で高校生等を対象にした大学案内で説明されている。在学生に対しては、入学時に行う新入生ガイダンスで、教務部長から説明されており、さらに、1年次生に対する講義「薬学への招待」の中で学長が本学の歴史も含めて本学の教育理念・目的・教育目標等を詳細に講義し、その周知を図っている。

〔観点1-1-3〕の資格試験合格のみを目指した教育に偏重せず、卒業研究等を通じて深い学識及びその応用能力等を身に付けるための取組が行われていることに関しては、本学では6年制学生に対しても3年次の後期から卒論実習・演習にあたる総合薬学研究・演習を実施しており、学生が希望する分野に約2年半配属され、教員や大学院学生の指導を受けており、専門知識の修得のみならず、学生の人間形成に大いに役立っているものと思われる。従って〔観点1-1-3〕に関しては、十分な取組が行われている事を確信している。

〔点検・評価〕

4年制の薬学部教育が、2006年4月に6年制教育へ移行したが、その移行時に「教育理念・教育目的・教育目標」が見直されたので、現在の新たな教育研究に相応しいものと考えられる。しかし、薬学部の新設や既設大学の定員増により薬学部の定員が約1.5倍増え、12,000人を超えるようになった。今後、薬学部の志願者数が漸次減少して行くことが予想されるので、さらに大学独自性を謳った「教育理念・教育目的・教育目標」に工夫してゆく必要があるように思われる。

〔改善計画〕

新たな大学独自の教育のための「教育理念・教育目的・教育目標」を、現在設置されている「企画・広報課」等で早い時期に取組む必要がある。

【自己評価の根拠となる資料・データ等例】

学生便覧、パンフレット、ホームページなど

基準 1 - 2

理念と目標に合致した教育が具体的に行われていること。

【観点 1-2-1】 目標の達成度が、学生の学業成績及び在籍状況並びに卒業者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合的に勘案して判断されていること。

[現状]

本学の「履修規定第 13 条第 1 号」に各学年進級時に必要な条件が以下のように規定されており、それによって総合的に判断されている。

① 2 年次に進級する条件：

講義科目－1 年次必修講義科目の未修得が 4 科目 6 単位以内。

実習・演習等科目－1 年次の科目はすべて修得

② 3 年次に進級する条件：

講義科目－1 年次および 2 年次必修講義科目の未修得が 2 科目 3 単位以内

実習・演習等科目－2 年次の科目はすべて修得

③ 4 年次に進級する条件：

講義科目－2 年次および 3 年次必修講義科目の未修得が 4 科目 6 単位以内

1 年次必修講義科目はすべて修得

人と文化の選択科目は 4 科目 6 単位以上修得

実習・演習等科目－3 年次の必修科目はすべて修得

④ 5 年次に進級する条件：

講義科目－2～4 年次必修講義科目はすべて修得

外国語科目の選択科目は 2 科目 3 単位以上修得

実習・演習等科目－4 年次の科目はすべて修得

3 年次の総合薬学研究 A または総合薬学演習 A を修得

共用試験－CBT、OSCE に合格すること

〔観点 1-2-1〕の目標の達成度が、学生の学業成績及び在籍状況並びに卒業者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合的に勘案して判断されていることに関しては、まだ 6 年制の年次途中であり、最終的な事を述べることができないが、5 年次までの年次ごとの学業成績及び在籍状況については上記の①～④までの基準で判断されており、概ね妥当であると判断している。しかし、年次によっては新旧条件が大変厳しい学年もある。

[点検・評価]

4年次に CBT と OSCE の共用試験があり、そのために 1 ヶ月に及ぶ事前実習や演習、さらに前期には総合薬学研究 B または総合薬学演習 B があり、その上すべての必修科目を修得しなければ 5 年次に進級できない。さらに本年度は 6 年制の初年度でもあったことから事前実習の一部が前期にも行われた。1 年次と 2 年次は比較的余裕があるので、6 年制の最初の卒業生がでる平成 24 年からはカリキュラムを全面的に改正する必要がある。

[改善計画]

平成 24 年度からカリキュラムを改正すべく、平成 21 年 6 月よりすでにカリキュラム検討コア委員会で各領域ごとに検討が開始されている。ここで検討された新たなカリキュラム案を教授会などでも議論、検討し、改善して行く予定で計画が進められている。

【自己評価の根拠となる資料・データ等例】

シラバス、成績評価に関する資料、学生在籍状況など